



## 特定非営利活動法人 北海道NPOバンク融資条件

[登録番号 北海道知事 (T4) 石第 02630 号]

### 一 般 ロ ー ン

#### 応募対象者

次の全てに該当していることが必要です

- ① NPOバンク事業組合員であること  
(1万円以上出資すれば、誰でも組合員になれます)
- ② NPO団体またはワーカーズ・コレクティブであること  
(法人格の有無は問いません)
- ③ 事業目的に社会性があること

#### 期 間

1ヶ月単位で2年以内

※1年超2年以内の融資を受け、借入期間中に決算をした場合、速やかに北海道NPOバンクへ決算報告をしていただきます。

#### 金 利

2%固定

#### 融資額

200万円を限度

ただし、2期以上の事業実績がある団体の融資額は、NPOバンク事業組合への出資額の100倍としますが、それ以外の場合は、出資額の20倍を限度とします。

#### 資金使途

つなぎ資金、運転資金、設備資金など。

#### 保 証

団体代表者を含めて連帯保証人2名が必要となります

ただし、資金使途が、国、地方公共団体、民間団体などから業務を受託し、委託費の支払いが精算払いとなる場合、または補助金、交付金、または助成金を受けてその支払いが業務開始後になるような、つなぎ資金である場合は、連帯保証人は団体代表者1名で結構です。

#### 返済方法

返済期間が1年以内の場合は、元利一括返済または元利均等毎月返済。1年超2年以内の融資の場合、元利均等毎月返済のみの返済方法となります。繰り上げ返済はいつでもできます。

ご不明な点がございましたら、北海道NPOバンクまで  
お問い合わせください。

〒060-0906

札幌市東区北6条東3丁目3-1 LC北六条館6F

北海道NPOサポートセンター内

Tel 011-299-6940 Fax 011-299-6941

<http://npobank.dosanko.org/>